

# 会社分割関係資料

## 目 次

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 1. 「商法等の一部を改正する法律案要綱」中間試案（概要） .....           | 1  |
| 2. 「商法等の一部を改正する法律案要綱」中間試案における会社分割の形態の概要 ..... | 2  |
| 3. アメリカにおける会社分割の形態の概要 .....                   | 3  |
| 4. 会社分割に係る税制の主な検討の視点 .....                    | 5  |
| 5. 会社分割に関連する資本等取引 .....                       | 7  |
| （合併） .....                                    | 7  |
| （現物出資） .....                                  | 9  |
| （みなし配当） .....                                 | 11 |
| （参考１）法人課税小委員会報告（抄） .....                      | 13 |
| （参考２）「商法等の一部を改正する法律案要綱」中間試案 .....             | 15 |

## 1. 「商法等の一部を改正する法律案要綱」中間試案（概要）

平11.7.7 法制審議会商法部会

中間試案は、分社を含む会社分割法制について、包括的な制度を創設することを内容とするものであり、その概要は、次のとおりである。

- (1) 分割により設立した会社に、分割する会社の権利義務の一部を承継させる新設分割の制度を創設するものとする。
- (2) 既に存在する他の会社に、分割する会社の権利義務の一部を承継させる吸収分割の制度を創設するものとする。
- (3) 分割により設立した会社又は既に存在する他の会社が分割に際して発行する株式を、分割する会社又は分割する会社の株主に割り当てることができるものとする。
- (4) 分割の手續として、分割計画書等の株主総会の特別決議による承認、分割計画書等の開示、反対株主の株式買取請求権、債権者保護手續等を整備するものとする。
- (5) 分割に際しては、検査役の調査を要しないものとする。
- (6) 簡易な分割手續を整備するものとする。
- (7) 分割により設立した会社等は、分割計画書等に定めるところにより、分割した会社の権利義務を包括的に承継するものとする。

## 2. 「商法等の一部を改正する法律案要綱」中間試案における会社分割の形態の概要

|                  | 1 新 設 分 割                                                                 | 2 吸 収 分 割                                                             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ①<br>分<br>割<br>型 | <p>分割会社A社の権利義務を新設会社B社に承継させるとともに、同社が分割（設立）に際して発行する株式を分割会社A社の株主に割り当てるもの</p> | <p>分割会社A社の権利義務を吸収会社B社に承継させるとともに、同社が分割に際して発行する株式を分割会社A社の株主に割り当てるもの</p> |
| ②<br>分<br>社<br>型 | <p>分割会社A社の権利義務を新設会社B社に承継させるとともに、同社が分割（設立）に際して発行する株式を分割会社A社に割り当てるもの</p>    | <p>分割会社A社の権利義務を吸収会社B社に承継させるとともに、同社が分割に際して発行する株式を分割会社A社に割り当てるもの</p>    |

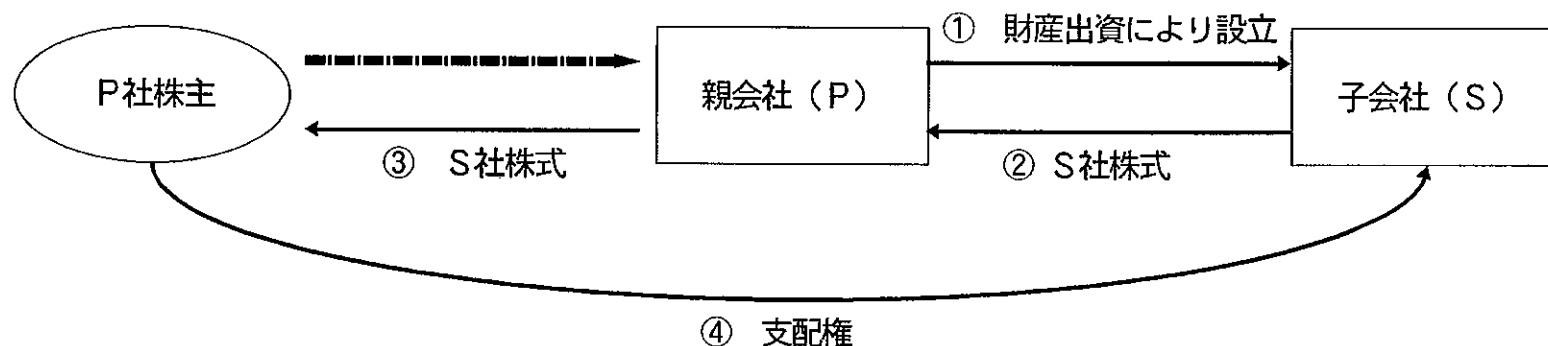
(注) 新設会社又は吸収会社が、株式を分割会社とその株主の双方に割り当てる一部分割（分割型と分社型の中間型）も認められる。  
また、複数の会社が共同で新設分割を行うことも認められる。

### 3. アメリカにおける会社分割の形態の概要

次の1～3の取引は、親会社の子会社を支配していること（持株割合80%以上）、子会社が積極的な事業活動を行っていること等を要件として、課税の繰延べが認められる。

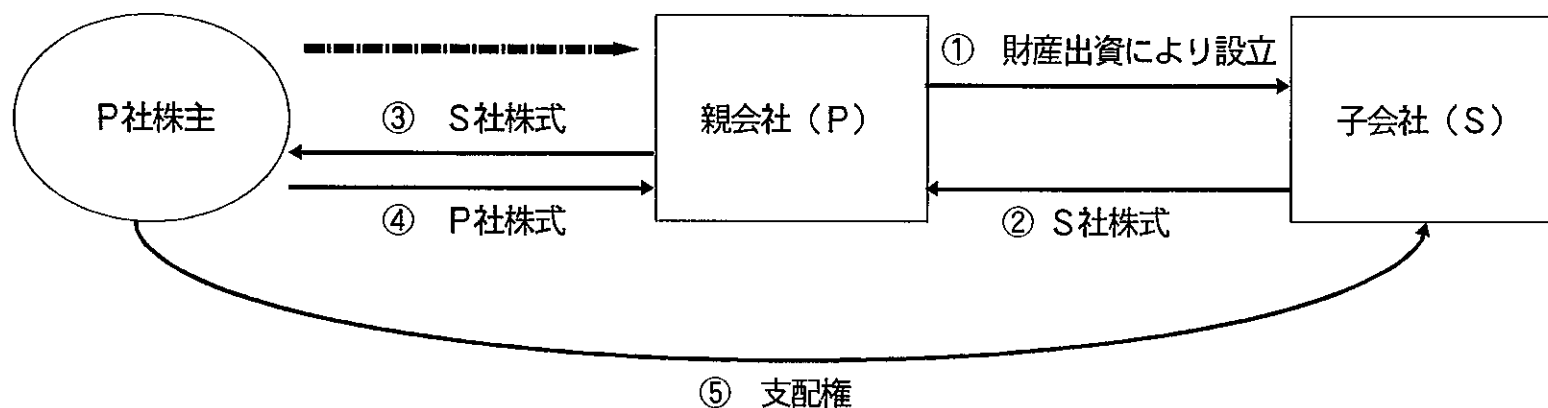
#### 1 スピン・オフ (Spin-off)

親会社（P）が財産出資により子会社（S）を設立（又は、既存会社に財産出資）して同社の株式を取得し、その株式を親会社（P）の株主に分配する形態。



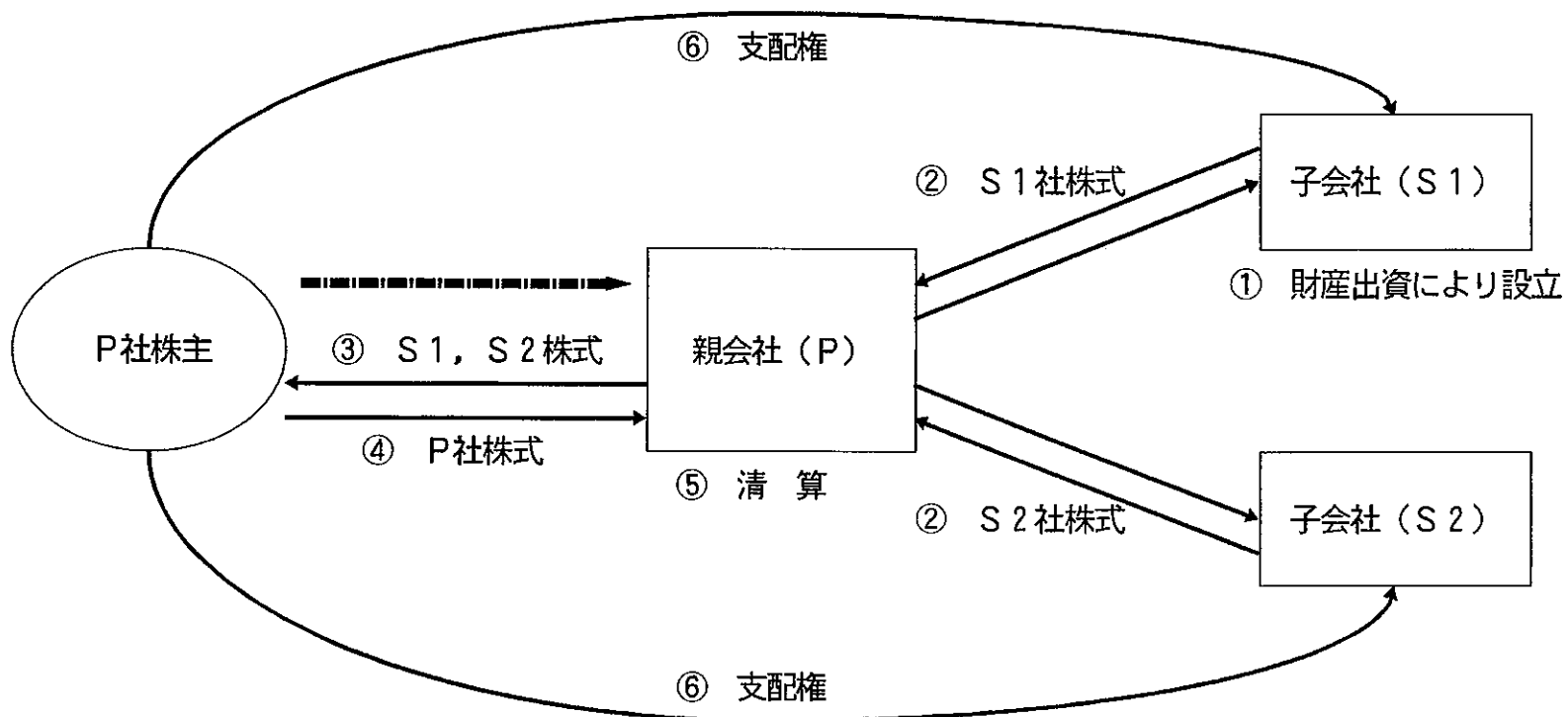
#### 2 スプリット・オフ (Split-off)

親会社（P）が財産出資により子会社（S）を設立（又は、既存会社に財産出資）して同社の株式を取得し、その株式を親会社（P）の株主が所有するP社株式と交換（親会社（P）は減資）する形態。



### 3 スプリット・アップ (Split-up)

親会社（P）が財産出資により複数の子会社を設立（又は、複数の既存会社に財産出資）してこれらの株式を取得し、その株式を親会社（P）の株主に分配し、親会社（P）は清算する形態。



## 4. 会社分割に係る税制の主な検討の視点

### 合併・現物出資等の資本等取引と整合性のある課税のあり方

商法改正により導入が予定されている会社分割には、その経済実態が合併や現物出資と同様なものがある。また、増減資、自己株式の消却、残余財産の分配あるいは実質的な利益の資本組入れなどの資本等取引が生じ得る。

このため、会社分割に対する課税のあり方を検討するに当たっては、合併、増減資など各種の資本等取引と整合性のある課税のあり方を確保する等の観点から、広範な検討を行う必要がある。

(注) 分割・合併等の資本等取引については、平成8年11月の法人課税小委員会報告において、その場合の課税のあり方について検討する必要があるとの指摘がなされている。

### 株主における株式譲渡益課税やみなし配当課税に対する適正な取扱い

分割会社の法人株主及び個人株主は、会社分割により、分割会社の株式を保有したまま、あるいは分割会社の株式と交換に、新設・吸収会社の株式を取得するが、この場合、法人税及び所得税における株式譲渡益やみなし配当の課税関係について、適正な取扱いを確保する観点から、検討を行う必要がある。

## 納税義務・各種引当金などの意義・趣旨等を踏まえた適正な税制措置のあり方

会社分割が行われる場合の商法・企業会計等における具体的な取扱いを踏まえ、納税義務・各種引当金の引継ぎなどについて、分割会社及び新設・吸収会社における法人税法及び租税特別措置法等の広範な各税法の適用関係がどのようなになるのかを整理し、その意義・趣旨等を踏まえた適正な税制措置のあり方について検討を行う必要がある。

## 租税回避の防止

会社分割は、その形態や方法が極めて多様となることが予想されることから、租税回避の手段として利用されることのないように、万全な対策を講ずる必要がある。



## 5. 会社分割に関連する資本等取引

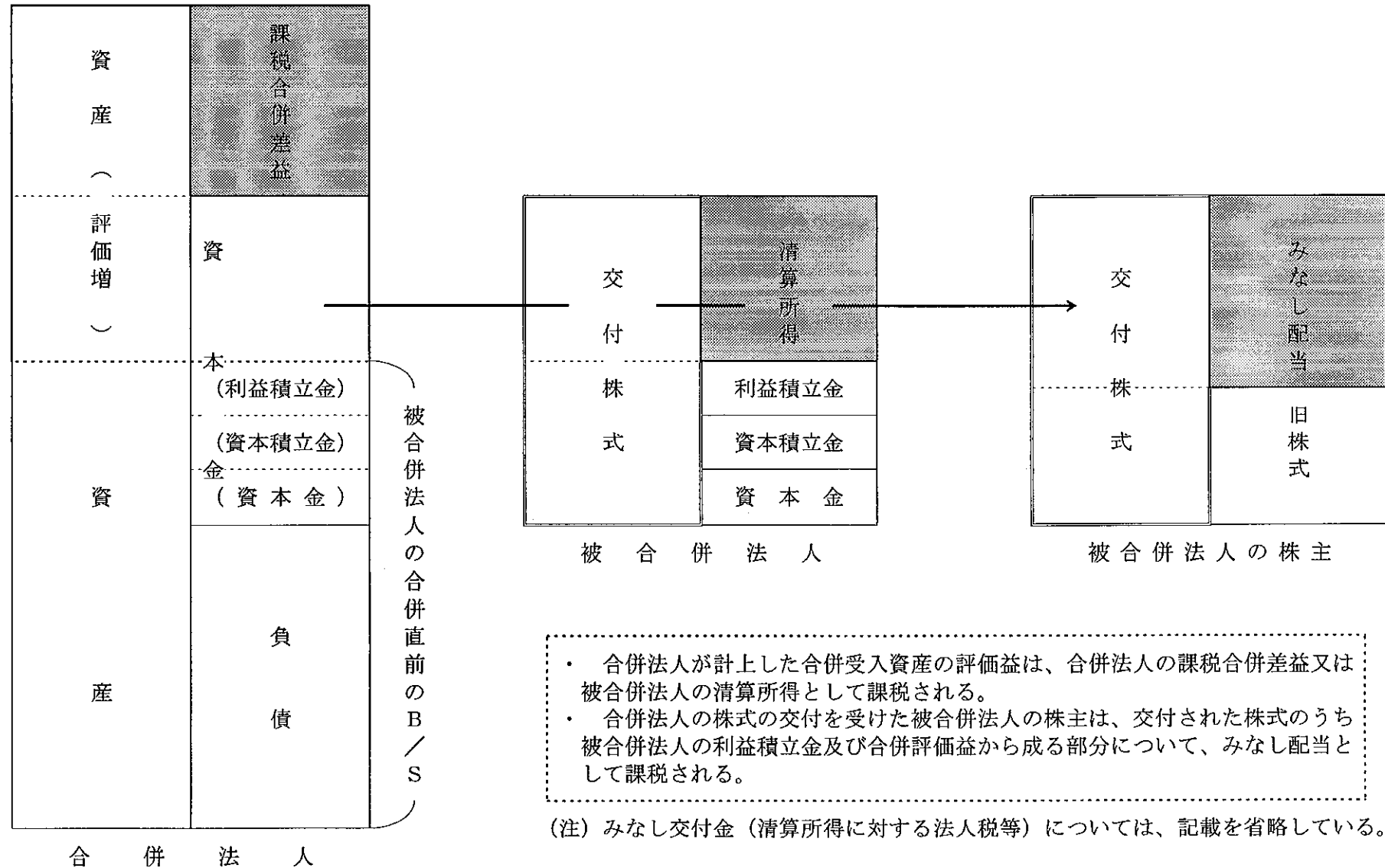
|     |
|-----|
| 合 併 |
|-----|

合併法人が、合併により受け入れた資産の評価益を計上した場合には、その評価益のうち、被合併法人の株主に交付されたと考えられる部分については、被合併法人の清算所得として課税し、合併法人に留保されたと考えられる部分については、合併法人において合併差益として課税される（法法27、112、法令9、26）。

被合併法人の株主については、交付を受ける株式・金銭等に利益積立金及び合併により引き継がれた資産の含み益から成る部分があればみなし配当とされ、また金銭等の交付を受けた場合には、旧株の譲渡益が生ずることがある（法法24、法令44）。

※ 合併法人の合併差益、被合併法人の清算所得及び被合併法人の株主のみなし配当に対する課税の概要については、別添を参照。

## 合併差益・清算所得・みなし配当等の概要



## 現 物 出 資

法人が、現物出資により子会社を設立した場合において、次の要件等を満たすときは、圧縮記帳により出資資産の含み益に対する課税を繰り延べることができる（法法51、法令93）。

- ① 子会社の株式等の保有割合が95%以上であること。
- ② 子会社の設立時に、株式等の保有割合が95%未満となることが見込まれていないこと。
- ③ 子会社が現物出資により受け入れた資産の受入価額を親会社の帳簿価額以下としていること。

なお、現物出資に代えて、金銭出資により子会社を設立し、その後資産を譲渡するいわゆる変態現物出資についても、圧縮記帳により出資資産の含み益に対する課税の繰延べを認めるものとして取り扱われている（法基通10－7－1）。